

第6節 フロン類排出抑制対策

〈主な指標と最新実績〉

フロン回収量 87,583kg

第1項 フロン類排出抑制対策の推進

1 フロン類の回収の促進 【環境保全課】

(1) フロン^{*1}類の規制

オゾン層の保護及び温暖化防止を図るためには、フロン類を大気中に放出せずに回収して、破壊しなければなりません。現在、これを義務付けた法律が、フロン類を使用した業務用冷凍空調機器（エアコン、冷蔵・冷凍機器）を対象に施行されています。

【フロン排出抑制法の概要】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：フロン排出抑制法）

2002（平成14）年4月施行のフロン回収・破壊法では、オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロン類を大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、フロン類が使用されている特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時におけるフロン類の回収等を義務付けました。また、法律に基づくフロン類回収業者の登録や回収量等の報告などが規定されました。

その後、2007（平成19）年10月に施行された改正フロン回収・破壊法では、フロン類の引渡しを書面で行う制度（行程管理制度）や建物の解体時に業務用冷凍空調機器の有無を確認し解体発注者に説明することなどが新たに義務付けられました。

2015（平成27）年4月には、フロン回収・破壊法が大幅に改正されたフロン排出抑制法が施行されました。フロン類の製造から廃棄に到るライフサイクル全体に規制の枠が広げられ、フロン類の大気中への漏えい防止を図るとともに、ノンフロンや温室効果の小さい冷媒を使った機器への転換を促進していくこととなりました。

2020（令和2）年4月からは、機器廃棄時のフロン類回収が確実に行われる仕組みを導入すべく、改正フロン排出抑制法が施行されています。法の対象となる機器、冷媒は表2-1-6-1のとおりです。

表2-1-6-1 フロン排出抑制法の対象

| | |
|------|-----------------------|
| 対象機器 | 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器） |
| 対象冷媒 | CFC（クロロフルオロカーボン） |
| | HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン） |
| | HFC（ハイドロフルオロカーボン） |

(2) 第一種フロン類充填回収業者登録

第一種フロン類充填回収業者には、充填基準の遵守、第一種特定製品の整備時における充填証明書・回収証明書の交付等が求められています。2020（令和2）年度末の登録状況は表2-1-6-2のとおりです。

表2-1-6-2 フロン類充填回収業者の登録状況
（2021（令和3）年3月31日現在）

| 名称 | 内容 | 登録業者数 |
|---------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 第一種フロン類充填回収業者 | 第一種特定製品の廃棄時又は整備時にフロン類の充填回収を業として行う者 | 1,334業者 (県内432) (県外902) |

(3) フロン（充填）回収技術講習会の開催

フロン類の回収等を安全かつ確実にを行うための基礎知識と技術を回収等に携わる事業者自身に身につけてもらうため、2000（平成12）年度から回収技術講習会を、2015（平成27）年度からは、環境省及び経済産業省から「フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習の確認」を受けたフロン充填回収技術講習会を開催しています。

ア フロン回収技術講習会

累計修了者数

2,802人（2020〔令和2〕年度末）

イ フロン充填回収技術講習会

累計修了者数

538人（2020〔令和2〕年度末）

*1フロン：「フロン」は、日本における炭素-フッ素有機化合物の通称です。正しくは「フルオロカーボン」といい、その化学構造によりCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）等と区分しています（Hは水素を、Fはフッ素を、Cは塩素又は炭素をそれぞれ表します。）。

フロンの主な種類と用途は次のとおりです。

CFC：電気冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調機器等の冷媒、発泡剤、洗浄剤など。

HCFC：ルームエアコン、業務用冷凍空調機器等の冷媒、発泡剤、洗浄剤など。

HFC：電気冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍機等の冷媒、発泡剤など。

(4) フロンの回収状況

フロン排出抑制法に基づき、2019（令和元）年度に県内で業務用冷凍空調機器から回収されたフロン類の量は、表2-1-6-3のとおりです。また、経年の状況は、図2-1-6-1のとおりです。

なお、業務用冷凍空調機器へ充填されたフロン類の量は、表2-1-6-4のとおりでした。

表2-1-6-3 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等

(単位：kg)

| 種 類 | 年 度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | 前年比(%) |
|-----------------------|---|----------|----------|----------|---------|
| | | 整備 | 整備 | 整備 | 整備 |
| | | 廃棄等 | 廃棄等 | 廃棄等 | 廃棄等 |
| CFC | 回収した量 | 1,334.0 | 1,246.3 | 37.8 | 3.0 |
| | | 730.7 | 2,336.0 | 4,070.6 | 174.3 |
| | 第一種フロン類再生業者に引き渡された量 | 15.8 | 0.0 | 0.0 | - |
| | | 2.0 | 2,002.0 | 13.9 | 0.7 |
| | フロン類破壊業者に引き渡された量 | 83.8 | 16.9 | 2.3 | 13.6 |
| | | 562.4 | 256.6 | 3,995.0 | 1,556.9 |
| | 法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量 | 1,230.0 | 1,230.0 | 5.0 | 0.4 |
| 0.5 | | 0.0 | 41.3 | - | |
| 第49条第1号に規定する者に引き渡された量 | 7.5 | 0.1 | 30.9 | 30,900.0 | |
| | 120.4 | 91.8 | 36.4 | 39.7 | |
| HCFC | 回収した量 | 5,916.3 | 6,111.5 | 6,163.9 | 100.9 |
| | | 58,290.8 | 44,783.6 | 39,012.7 | 87.1 |
| | 第一種フロン類再生業者に引き渡された量 | 887.8 | 2,325.5 | 766.9 | 33.0 |
| | | 1,857.9 | 2,205.8 | 1,951.5 | 88.5 |
| | フロン類破壊業者に引き渡された量 | 3,453.9 | 1,984.5 | 1,671.2 | 84.2 |
| | | 44,206.6 | 31,344.8 | 27,647.3 | 88.2 |
| | 法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量 | 66.0 | 28.7 | 197.5 | 688.2 |
| 604.0 | | 987.0 | 426.9 | 43.3 | |
| 第49条第1号に規定する者に引き渡された量 | 1,471.1 | 1,669.8 | 1,646.5 | 98.6 | |
| | 12,130.9 | 10,711.5 | 9,088.2 | 84.8 | |
| HFC | 回収した量 | 14,741.8 | 17,793.9 | 15,493.4 | 87.1 |
| | | 14,037.1 | 23,009.5 | 22,804.8 | 99.1 |
| | 第一種フロン類再生業者に引き渡された量 | 44.2 | 1,304.0 | 222.3 | 17.0 |
| | | 1,146.9 | 1,741.6 | 1,822.6 | 104.7 |
| | フロン類破壊業者に引き渡された量 | 11,667.2 | 11,744.8 | 9,804.4 | 83.5 |
| | | 8,879.8 | 16,715.7 | 14,767.4 | 88.3 |
| | 法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量 | 127.5 | 72.2 | 817.8 | 1,132.7 |
| 97.5 | | 25.4 | 2.0 | 7.9 | |
| 第49条第1号に規定する者に引き渡された量 | 3,054.1 | 3,756.3 | 5,186.5 | 138.1 | |
| | 3,689.3 | 4,037.9 | 6,408.9 | 158.7 | |
| 計 | 回収した量 | 21,992.1 | 25,151.7 | 21,695.1 | 86.3 |
| | | 73,058.6 | 70,129.1 | 65,888.1 | 94.0 |
| | 第一種フロン類再生業者に引き渡された量 | 947.8 | 3,629.5 | 989.2 | 27.3 |
| | | 3,006.8 | 5,949.4 | 3,788.0 | 63.7 |
| | フロン類破壊業者に引き渡された量 | 15,204.9 | 13,746.2 | 11,477.9 | 83.5 |
| | | 53,648.8 | 48,317.1 | 46,409.7 | 96.1 |
| | 法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量 | 1,423.5 | 1,330.9 | 1,020.3 | 76.7 |
| 702.0 | | 1,012.4 | 470.2 | 46.4 | |
| 第49条第1号に規定する者に引き渡された量 | 4,532.7 | 5,426.2 | 6,863.9 | 126.5 | |
| | 15,940.6 | 14,841.2 | 15,533.5 | 104.7 | |

(注) 四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図2-1-6-1 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の経年変化（2003〔平成15〕年度～2019〔令和元〕年度）

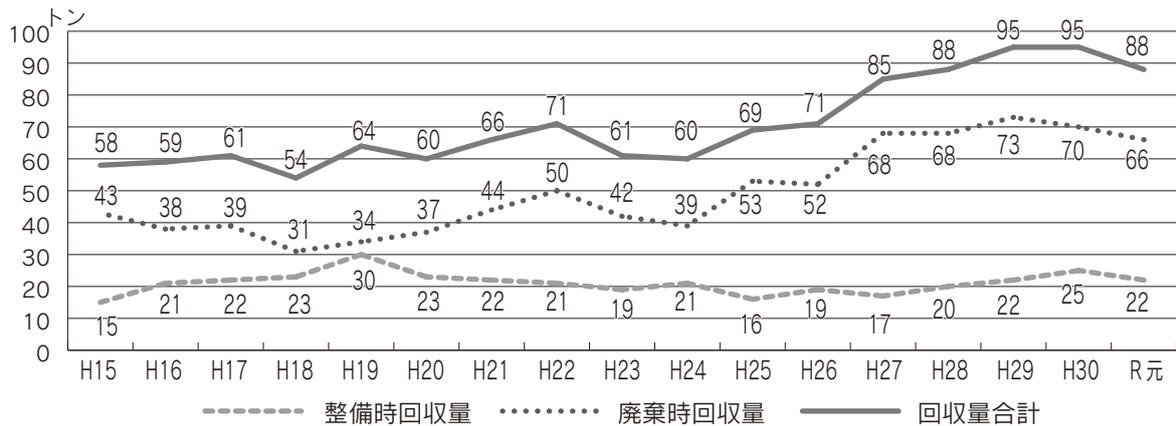


表2-1-6-4 業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填量等（単位：kg）

| 種類 | 年度 | H29 | H30 | R元年度 | 前年比(%) |
|------|----|------------|------------|------------|------------|
| | | 設置 設置以外 | 設置 設置以外 | 設置 設置以外 | 設置 設置以外 |
| CFC | | 8.0 | 0.0 | 0.0 | - |
| | | 631.2 | 821.3 | 117.6 | 14.3 |
| HCFC | | 1,840.6 | 1,489.4 | 1,534.2 | 103.0 |
| | | 25,750.6 | 27,519.6 | 25,405.3 | 92.3 |
| HFC | | 37,901.9 | 31,289.7 | 26,603.5 | 85.0 |
| | | 29,349.2 | 41,700.8 | 34,695.3 | 83.2 |
| 計 | | 39,750.5 | 32,779.1 | 28,137.7 | 85.8 |
| | | 55,731.0 | 70,041.7 | 60,218.2 | 86.0 |

(注) 四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

2 管理者による判断基準の遵守等の促進 【環境保全課】

第一種特定製品の管理者には、管理者判断基準の遵守やフロン類算定漏えい量の報告等が求められています。

(1) 管理者による判断基準の遵守

遵守すべき「管理者判断基準」は、次のとおりです。

- ア 適切な場所への設置等
- イ 機器の点検
- ウ 漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止
- エ 点検整備の記録・保存

(2) 算定漏えい量報告・公表制度について

管理者は、第一種特定製品の使用等に際して、前年度のフロン類漏えい量を算定し、算定漏えい量が1,000t-CO₂以上となる場合は、毎年度7月末日までに事業所管大臣に報告しなければなりません。

2019（令和元）年度分の算定漏えい量報告の

結果は、表2-1-6-5のとおりです。

(3) 群馬県のフロン排出抑制対策

本県では、2000（平成12）年10月に施行された「群馬県の生活環境を保全する条例」に、フロン類の排出を抑制すべき事業者や県民の責務等を規定し、フロン回収・破壊法の施行前からフロン類の回収対策に取り組んできました。

2020（令和2）年度も、一般社団法人群馬県フロン回収事業協会内に専任の啓発指導員を配置し、巡回による法令の周知及び簡易点検の実施等機器の管理の適正化の指導を行ったほか、電話等による第一種特定製品管理者やフロン類充填回収業者等からの相談に応じました。

(4) 管理者及びフロン類充填回収業者等への指導

フロン類の回収及び破壊業者等への引渡しなどが適正に行われるよう関係する事業者への立入検査指導を行っており、2020（令和2）年度は解体工事元請業者6者を対象に実施しました。

表2-1-6-5 全国及び本県の算定漏えい量結果 (単位：t-CO₂)

| 種類 | | 年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | 前年比(%) |
|--------|-----------------------------|------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 特定漏えい者 | 算定漏えい量 (t-CO ₂) | 【全国】 | 2,275,401 | 2,319,653 | 2,215,035 | 95.5% |
| | | 【本県】 | 46,707 | 31,049 | 32,345 | 104.2% |
| | | 構成比 | 2.1% | 1.3% | 1.5% | |
| | 事業者数(社) | 【全国】 | 454 | 446 | 398 | 89.2% |
| | | 【本県】 | 60 | 49 | 52 | 106.1% |
| | | 構成比 | 13.2% | 11.0% | 13.1% | |
| 特定事業所 | 算定漏えい量 (t-CO ₂) | 【全国】 | 587,305 | 530,314 | 511,739 | 96.5% |
| | | 【本県】 | 21,225 | 4,709 | 3,418 | 72.6% |
| | | 構成比 | 3.6% | 0.9% | 0.7% | |
| | 事業所数 | 【全国】 | 226 | 208 | 214 | 102.9% |
| | | 【本県】 | 5 | 2 | 2 | 100.0% |
| | | 構成比 | 2.2% | 1.0% | 0.9% | |

3 排出抑制・脱フロン化の促進 【環境保全課】

(1) 群馬県フロン類管理適正等促進協議会

本県では、フロンの回収・処理を行政と事業者が一体となって促進していくための組織として、2000（平成12）年10月に「群馬県フロン回収促進協議会」を設立しました。

フロン回収・破壊法の施行後は、フロン類の回収対策は同法に移行しましたが、フロン回収技術講習会の開催やフロン回収業者等への立入検査指

導等を引き続き実施し、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収等が適切に行われるよう指導を行ってきました。フロン排出抑制法の施行に伴い、2014（平成26）年12月に「群馬県フロン回収促進協議会」を「群馬県フロン類管理適正等促進協議会」に改め、フロンのライフサイクルに関わる県内の各団体が連携してフロンの漏えい防止対策や回収を推進することとしています。

コラム 群馬県が「SDGs未来都市」に選定

群馬県は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた優れた取組を行う自治体として、国から「SDGs未来都市」に選定されました。

1 概要

(1) タイトル

ニューノーマルを先導する持続可能で「快疎」な群馬の実現

(2) 目指す姿

群馬の土壌とデジタルを掛け合わせた新たな価値の創出や、県民総活躍社会の実現、脱炭素社会づくりはじめとした、経済・社会・環境の三側面の課題を官民が連携して解決し、持続可能で他にはない価値を持つ「快疎」^(※)な群馬を目指す

(※)「快疎」

コロナ禍において人々の関心が向く、開放的で人口も「疎」である「開疎」な空間を進化させた、他にはない価値を持ち、精神的に安定した、人々を惹きつける求心力を持った快適な「疎」である「快疎」を目指している。

2 選定日

2021（令和3）年5月21日

3 SDGs未来都市について

内閣府が自治体による持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を募集し、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市を「SDGs未来都市」として選定。

○2018（平成30）年～2020（令和2）年選定
93都市（94自治体：10道府県・84市区町村）

○2021（令和3）年選定
31都市（31自治体：4県・27市区町）

○SDGs未来都市選定都道府県
(下線は2021〔令和3〕年選定)
北海道、群馬県、埼玉県、神奈川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、広島県、沖縄県

○群馬県内では
2019（令和元）年
にみなかみ町が選定



<選定証を掲げる山本知事>
(2021〔令和3〕年5月27日記者会見)